

**令和6年度幼児期からの運動習慣形成プロジェクト**  
**「奈良県幼児向け運動・スポーツ・遊び推進事業」業務委託事業者募集要項**

1 摘要

この要項は、令和6年度幼児期からの運動習慣形成プロジェクト「奈良県幼児向け運動・スポーツ・遊び推進事業」業務を委託する事業者を選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定める。

2 業務の概要

別途配布する「仕様書」による。

3 手続き等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

奈良県地域創造部 スポーツ振興課 地域スポーツ係  
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
電話：0742-27-8317 F A X：0742-23-7105

(2) 募集要項の配布

- ・配布期間 令和6年7月22日（月曜日）から令和6年8月1日（木曜日）16時まで
- ・配布場所 奈良県スポーツ振興課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/2610.htm>)
- ・配布方法 上記ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加意向申出書の提出

- ・提出期限 令和6年8月1日（木曜日）16時まで
- ・提出先 上記3の（1）に示す担当部局
- ・提出物 ①参加意向申出書（様式1） 1部  
②誓約書（様式3） 1部  
\*誓約書には、（ア）団体の定款等、（イ）団体の年間事業計画書及び収支予算書（最新のもの）、（ウ）団体の決算報告書（最新のもの）  
それぞれの写し（A4用紙・片面印刷）を添付すること。
- ・提出方法 持参または郵送（必着）  
\*郵送の場合、発送する旨を事前に担当部局へ電話連絡し確認を受けること。

(4) 質問の受付

- ・受付期間 令和6年8月1日（木曜日）12時まで
- ・提出先 上記3の（1）に示す担当部局
- ・提出方法 質問書（様式4）に質問事項を記載の上、F A Xにより提出すること。  
\*電話など口頭による質問は原則受け付けない。  
\*メール提出を希望する場合は、担当部局にその旨連絡すること。  
\*質問を提出した際は、担当部局にその旨連絡すること。
- ・回答方法 令和6年8月2日（金曜日）までに、奈良県スポーツ振興課ホームページ内に掲載する。

(5) 企画提案書等の提出

- ・提出期限 令和6年8月19日（月曜日）16時まで
- ・提出先 上記3の（1）に示す担当部局
- ・提出方法 持参または郵送（必着）
- ・提出物 企画提案書（様式5、様式5-1～様式5-5ほか任意） 7部  
\*企画提案書（様式5を除く。）には提案者を判別できるような用紙の使用や記載は行わないこと。ただし、1部のみ企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。  
\* A4用紙（片面印刷）10ページ以内とすること。

- (5) 企画提案書の記載  
企画提案書には次のことを記載すること。
- ①実施保育施設概要
  - ②業務受託体制
  - ③体験会の実施内容
  - ④本業務委託終了後の取組計画等
  - ⑤委託料見積額及び収支予算書

#### 4 受託者の特定

##### (1) 企画提案書等の評価

- ・ 企画提案書等は、「奈良県幼児向け運動・スポーツ・遊び推進事業」業務委託事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、下記4の（2）に示す評価項目について採点を行う。なお、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。
- ・ 提案者の見積金額に基づき、予算の範囲内において、得点の高い提案者から順に契約の相手方として特定する。ただし、得点が6割に満たない場合は契約の相手方として特定しない。
- ・ 得点が同点の場合は、評価項目「企画力」について各委員の採点を合計した点数がより高い提案者を上位とする。「企画力」についても同点となる場合は、委員の協議により順位を決定する。
- ・ 提出のあった提案書等については、選定審査会において書類審査を実施する。
- ・ 選定審査会は、令和6年8月22日（木曜日）に行う予定である。
- ・ 選定結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する。

##### (2) 評価項目

###### ①企画力（70%）

- ア 訴求性（参加したい、させたいと思う内容になっているか）
- イ 意識変容への影響度（保護者の意識変容を促す内容になっているか）
- ウ 持続可能性（業務委託終了後も、幼児向け運動・スポーツ・遊びの推進に取り組む展望が示されているか）※当該委託料以外の自主財源（参加料、協賛金等）を確保されており、次年度以降の事業継続性が示されている提案は高く評価する。

###### ②運営・業務遂行能力（20%）

- エ 業務スケジュール（無理のない確実性のあるスケジュールになっているか）
- オ 業務実施体制（適切にスタッフを配置し、業務遂行に十分な業務管理体制となっているか）

###### ③経費算定（10%）

- キ 委託料見積額（適正な見積額となっているか）

##### (3) 契約について

- ・ 上記4の（1）により特定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、上記4の（1）により順位付けられた順に契約締結の協議を行う。
- ・ 契約額は、委託料上限額又は委託料見積額のいずれか低いほうの額とする。
- ・ 参加意向申出書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約は締結しない。また、契約締結後に判明した場合には、契約を解除することがある。
- ・ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところに準ずる。
- ・ 特定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、特定された者と契約を締結しないものとする。また契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償額が生じる。

- ②役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、

その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ③暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ④役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用してるとき。
- ④役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥本契約に係る下請契約または資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥)に該当する場合を除く。)において、奈良県地域創造部(以下「県」という。)が県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧本契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、または警察に届け出なかったとき。

#### (4) その他

採択された提案書は、契約の相手方を特定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後改めて県との協議のもと、業務にあたるものとする。

#### 5 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。  
なお、提出された企画提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。
- (3) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称及び審査結果概要等の情報公開を行う場合があること並びに県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があることに留意すること。
- (4) 社会情勢の変動等により、県の判断で募集の中止及び契約の解除を行うことがある。また、契約後においては、中止または規模縮小を行うことがある。なお、中止または規模縮小となった際の委託料については、既履行部分を出来高で支払うこととし、県は損害賠償を負担しない。
- (5) 本業務の詳細事項及び進め方等については、県の指示に従うこと。
- (6) 履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。